

坂の上在宅リハビリセンター運営規程
指定通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人社団 心が開設する坂の上在宅リハビリセンターにおいて実施する通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)(以下「事業所」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(目的)

第2条 事業所は、要介護状態(介護予防通所リハビリテーションにあたっては要支援状態)と認定されて利用者(以下「利用者」という。)に対して、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画を立て実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(指定(介護予防)通所リハビリテーション)の運営方針)

第3条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの運営方針は次の通りとする。

- (1) 要介護状態又は要支援状態と認定された利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適切な方法により作成されたサービス計画に基づき、お世話及び機能訓練、レクリエーション、その他を行うものとする。
- (2) 利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- (4) 地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、関係市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。
- (5) 事業所は明るく家庭的な雰囲気重視し、利用者「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (6) サービス提供にあたっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して生活上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (7) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、事業所が得た利用者の個人情報については、事業所でのサービス提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。
- (8) 通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供にあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(職員の職種別員数)

第4条 (指定(介護予防)通所リハビリテーション)の職種別職員は次の定数以上とする。

- (1) 施設長(管理者) 1名
- (2) 医師 1名
- (3) 理学若しくは作業療法士又は看護若しくは介護職員 5.5名
(うち、理学若しくは作業療法士 2.0名)

2 施設長は必要に応じ前項の職種別職員及びその他の職員を上回って置くことができる。

(職員の職務内容)

第5条 当事業所職員の職務は次の通りとする。

- (1) 施設長(管理者)は、施設の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 医師は利用者の診察並びに保健衛生の指導に従事する。
- (3) 看護職員は利用者の保健衛生に留意し、医師の指示に従い、補助並びに利用者の通所リハビリテーション(介護通所リハビリテーション)計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は利用者の通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)計画に基づく介護を行う。
- (5) 理学又は作業療法士は利用者に対しリハビリテーション実施計画書に基づく機能回復訓練を行い、自立した生活援助に従事する。

(営業日、営業時間及びサービス提供の時間及び延長の有無)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、国民の祝日を含む月曜日から土曜日の8:30～17:30と年末年始(12月31日から1月3日)は事業所が定めた日を休みとする。

サービスの提供時間は、9:15～16:15、9:15～11:20、9:15～13:00とする。

(延長無)

(指定(介護予防)通所リハビリテーション)の利用定員)

第7条 指定(介護予防)通所リハビリテーションの利用定員は30名とする。

(指定(介護予防)通所リハビリテーション)のサービス内容

第8条 サービス内容は次の通りとする。

- (1) リハビリテーションは、通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション計画)に沿った機能訓練を理学又は作業療法士が行う。
- (2) 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション)計画に沿って食事・入浴・排泄・体位交換・清拭等のサービス及び日常生活動作の訓練を行う。
- (3) 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリ計画)に沿って利用者が、日常生活上積極性や楽しみを持つとともに、精神面での充実を図るため、教

養・

娯楽・レクリエーション・趣味等に関するサービスを提供する。

(利用料その他の費用の額)

第9条 利用料その他の費用の額は次の通りとする。

- (1) サービスを提供した場合の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）が法定代理受領サービスである時は、その利用料のうち、利用者の負担割合に応じた額とする。

(厚生労働大臣の定める基準（介護報酬告示）は事業所の見やすい場所に掲示する。)

- (2) 生活費にあたる費用（食費・日用品費・教養娯楽費・オムツ代等）については利用者が負担する。また、通常の事業の実施地域以外の送迎や特別なサービスを受けようとする場合も利用者の負担とする。

尚、食費はおやつ代 60 円を含み、1 回 775 円とする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施区域は、葵西・葵東・旭町・小豆餅・有玉北町・有玉台・有玉西町・有玉南町・池町・泉・泉町・板屋町・市野町・内野・内野台・海老塚・海老塚町・大島町・大瀬町・尾張町・鍛冶町・上新屋町・上島・上西町・鴨江・鴨江町・北田町・北寺島町・木戸町・元目町・小池町・神立町・紺屋町・幸・栄町・肴町・篠ヶ瀬町・佐藤・塩町・鹿谷町・蜷塚・十軒町・下池川町・将監町・城北・新津町・新明町・菅原町・助信町・砂山町・住吉・積志町・早出町・染地台・大工町・高丘北・高丘町・高丘西・高丘東・高林・高町・田町・千歳町・中央・天王町・伝馬町・利町・常盤町・富塚町・豊岡町・中郡町・中沢町・中田町・中山町・茄子町・成子町・西丘町・西ヶ崎町・西塚町・布橋・野口町・萩丘・旅籠町・八幡町・初生町・花川町・早馬町・原島町・半田町・半田山・東田町・東三方町・曳馬・曳馬町・平田町・広沢・船越町・文丘町・細島町・松城町・丸塚町・三方原町・三組町・宮竹町・元魚町・元城町・元町・山下町・山手町・連尺町・和合北・和合町・和地山とし事業所から6km圏内とする。*他の地域については要相談。

(サービス利用にあつての留意事項)

第11条 事業所を利用する利用者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指示に従うこと。
- (2) 相互の親和を図り、争いごとを起こさないこと。
- (3) 常に身の廻り・身体及び衣類を清潔に努めること。
- (4) 相互に金銭及び物品の貸借をしないこと。
- (5) 施設の設備及び備品等の取り扱いは丁寧に行うこと。

- (6) 敷地内では喫煙しないこと。
- (7) 異常を発見した場合は直ちに職員に通報すること。

(非常災害対策)

第12条 防火管理者は、非常災害時における対策について計画を作り、職員に次の事項を周知させるものとする。

- (1) 防火管理者は非常災害その他の緊急の事態を備え、取るべき措置について予め対策をたて、職員及び利用者の防災避難訓練を年2回以上行う。
- (2) 自動警報装置・スプリンクラー等の消火設備をはじめ、非常階段等の避難設備の設備点検を定期的に行う。
- (3) 火災の発生や自身が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- (4) 事業所は、防災避難訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(苦情対応)

第13条 事業所への苦情に対し迅速かつ適切に対応するために、次の事項を行うものとする

- (1) 苦情を受けるための相談窓口を設置する。
- (2) 苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等の記録を行う。
- (3) 市町村が行う文書等の定時の求め又は市町村職員からの質問若しくは紹介に応じ、苦情に関する調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行う。
- (4) 国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には、必要な改善を行う。
国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、報告を行う。

(高齢者の虐待防止)

第14条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止ため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的を開催するとともに、職員に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備を行う。
 - (3) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
 - (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 事業所は、虐待が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待に対する調査等に協力するようにする。

(身体拘束等の禁止)

第15条 事業所は当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。身体拘束が必要となった場合には、その態様及び時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録し定期的に評価するものとする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (2) 介護職員その他の従業者に対し、身体拘束の適正化のための研修を定期的実施する。

(褥瘡対策等)

第16条 事業所は、利用者に対しサービス提供する取り組みのひとつとして褥瘡が発生しないように適切な看護、介護に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害対策の発生時において、利用者に対し通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じ業務継続計画の変更を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第18条 事業所は、安全かつ適切に質の高い介護・医療サービスを提供するために事故発生防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、事業所は利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第19条 事業所職員は、介護保険関連法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務にあたっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 利用者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(衛生管理)

第20条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品および医療用具の管理を適正に行う。

- 2 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止ための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修並びに感染症の予防お曜日まん延防止のための訓練を定期的実施する。
- (4) 「厚生労働省が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に添った対応を行う

(施設長への委任)

第21条 施設長はこの規程に定めるものの他、通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)運営に関し必要な事項はその都度定める。

(その他運営に関する重要事項)

第22条 その他事業所の運営に関する重要事項は次の通りする。

- (1) 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
採用時研修 採用後3ヵ月以内
継続研修 年数回
- (2) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- (3) 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させる。ため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては事業所内に掲示する。
- (5) 事業所は、適切な通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- (6) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人社団 心 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付則 この規程は平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は平成 27 年 8 月 1 日改定。

この規定は平成 27 年 12 月 1 日改定。

この規定は平成 28 年 4 月 1 日改定。

この規定は平成 28 年 7 月 1 日改定。

この規定は令和元年 10 月 1 日改定。

この規定は令和元年 12 月 1 日改定。

この規定は令和 3 年 2 月 1 日改定。

この規定は令和 4 年 4 月 1 日改定。

この規定は令和 4 年 11 月 1 日改定。

この規定は令和 4 年 12 月 1 日改定。

この規定は令和 6 年 1 月 1 日改定

この規定は令和 6 年 4 月 1 日改定